

令和2年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年5月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和２年度第２回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和２年５月１８日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和２年５月１８日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和２年５月２５日 １３時３０分			議 長	山 本 範 夫
	閉 会	令和２年５月２５日 １４時４９分			議 長	山 本 範 夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 １３名 欠 席 ５名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	三 浦 美恵子	○	１１	藤 村 勇 三	▲
	２	日 戸 重 雄	▲	１２	立 柳 優	○
	３	小山田 和 義	○	１３	高 橋 由 則	○
	４	高 橋 正 志	▲	１４	古 川 美枝子	○
	５	國 司 功	○	１５	藤 原 純 子	○
	６	大 森 直 子	○	１６	松 村 勝 彦	▲
	７	熊 澤 威 人	○	１７	竹 田 和 夫	○
	８			１８	石羽根 正 志	○
	９	菊 田 健 生	▲	１９	山 本 範 夫	○
	１０	中 村 一 彦	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 10 番	中 村 一 彦	議席番号 12 番	立 柳 優
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議員番号2番戸重雄委員が通院のため、4番高橋正志委員、9番菊田健生委員、11番藤村勇三委員、16番松村勝彦委員がそれぞれ所要のため欠席です。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、10番 中村一彦 委員、12番 立柳優 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和2年度八幡平市農業委員会第2回総会の会期についてお諮りいたします。

第2回総会の会期は令和2年5月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和2年度第2回総会の会期は、令和2年5月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第2回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第2回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに5項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年5月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、6月10日（水）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第2回総会についてとなります。本日の第2回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしましたところ。なお、新型コロナウイルスへの感染予防対策のため会場レイアウトの変更案を説明したところ運営委員の皆様からの異論は無く、本日の総会よりレイアウトを変更させていただいたところ。なお、この件に関連して6月以降の総会の持ち方について本日の第2回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

3項目め。令和2年度委員合同会議の持ち方についてとなります。運営委員会において慎重な協議を行ったところ5ページの中ほどに記載したとおり、やむなく開催の中止が決定されましたが、改めて本日の第2回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。なお、この件に関して協議をした内容を記載しておりましたので、詳細については後ほどご確認をお願いします。続きとなります。

4項目め。令和2年度八幡平市農業委員会活動計画についてとなります。内容について協議を行い、6ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の第2回農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

また、「全国農業新聞」の普及推進についての協議が行われ、事務局で各地区の購読者リストを作成し、各地区調査会で農業新聞の未購読者へ働きかけが出来るよう対応しておくことが決定されました。次回運営委員会で引き続き、この件に関する協議を行います。続きとなります。

5項目め。令和2年度「農地の日」の取り組みについてとなります。内容について協議を行い、8ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の第2回農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員から1件、事務局から1件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第2回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年5月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第2回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、会議資料の9ページをご覧ください。

令和2年4月24日から令和2年5月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から6) までは各種処理を行った件数になっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次に、7) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は5月14日の木曜日でございます。32件の現地調査を行いました。当日の調査委員は1番委員 三浦美恵子 委員、3番委員 小山田和義 委員、7番委員 熊澤威人 委員、14番委員 古川美枝子 委員の4名でございます。

また、事務局からは高橋彩斗主事と古川裕太主事と私の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたくておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は14件となっております。

申請番号1、帷子第16地割203、田、1,745㎡です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、平館第3地割159、田、645㎡を含む3筆3,972㎡です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲受人が野菜などを作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号3、松尾第5地割380、畑、610㎡を含む39筆49,469㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、野駄第6地割56、畑、3,995㎡を含む34筆26,099㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利設定後は、水稲とりんどうを作付予定とのことです。

申請番号5、細野725、畑、2,934㎡を含む2筆6,594㎡です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で牧草を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号6、平笠第1地割323、田、573㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が大豆を作付していた農地です。権利取得後は、水稲を作付予定とのことです。

申請番号7、荒木田第12地割74-2、畑、2,300㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号8、大更第34地割247、畑、449㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号9、平館第5地割119-1、田、1,003㎡を含む5筆4,157㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲と牧草を作付していた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号10、荒木田第9地割16-1、畑、369㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号11、荒木田第6地割35、田、2,005㎡を含む4筆9,488㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が田は自己保全管理、畑は牧草を作付していた農地です。権利取得後は、全て牧草を作付予定とのことです。

申請番号12、野駄第7地割280、田、954㎡を含む4筆2,781㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号13番と14番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 13 平笠第 4 地割 72-1、田、800 m²です。

申請番号 14 平笠第 2 地割 65-1、畑、908 m²を含む 2 筆 1,008 m²です。交換による所有権の移転です。申請地は互いに、水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については 5～8 ページの申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の 1～4 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子 委員にお願いします。

14 番（古川委員）

14 番 古川美枝子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約 1.3 k m の地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、八幡平市役所から北東へ約 1.2 k m 以内に点在しております。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲受人が野菜等を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、松尾八幡平 I C から北西へ約 1.5 k m 以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は、松尾中学校を中心に約 1.2 k m の地点と松野小学校から南東に約 400 m 以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後は水稻とりんどうを作付予定とのことです。

申請番号 5 番ですが、位置は、J R 安比高原駅から北西へ約 2.3 k m の地点です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、世帯で牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に、作付予定とのことです。

申請番号 6 番ですが、位置は、平笠小学校から北西へ約 1.6 k m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が大豆を作付していた農地です。権利取得後は、水稻を作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、西根第一中学校から北西に約 800 m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号 8 番ですが、位置は、J R 大更駅から東へ約 400 m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号 9 番ですが、位置は、八幡平市役所から北東に約 1.2 k m以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地は譲渡人が、水稻と牧草を作付していた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号 10 番ですが、位置は、西根第一中学校から北西に約 1.4 k mの地点です。贈与による所有権移転です。申請地は譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 11 番ですが、位置は、寺田小学校から中心に約 1.3 k m以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地は譲受人が田は自己保全管理、畑は牧草を作付していた農地です。権利取得後は、全て牧草を作付予定とのことです。

申請番号 12 番ですが、位置は、松尾中学校から北東に約 400mの地点です。贈与による所有権移転です。申請地は譲受人が、そばを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 13 番と 14 番ですが、関連があるので一括して説明いたします。位置は、平笠小学校から北西に約 900mの地点と西に約 1.4 k mの地点です。交換による所有権移転です。申請地は互いに、水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第２号『農地法第３条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第２号『農地法第３条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は１件となっております

申請番号１、大更第２６地割１９１－２、田、１,４８１㎡を含む３筆６,９１０㎡です。こちらは、申請地を譲受人に売買するため令和元年１２月２５日付けで許可を得たものになります。しかし、許可後に譲渡人の意思が変わり、財産を見直しするため、農地法第３条の許可を取消したいというものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第２号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第２号を採決いたします。この案件について、願出のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第２号『農地法第３条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第３号『買受適格証明に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第３号『買受適格証明に対する可否の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は2件となっております

申請番号1、小柳田433、田、1,144 m²です。申請人は、水稻を主として、17,705 m²を耕作しており、取得した場合、水稻を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、田植機などを所有し、農業従事人数は2名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

申請番号2、姥子石349、田、2,159 m²を含む2筆 4,079 m²です。申請人は、リンドウを主として、12,740 m²を耕作しており、取得した場合、リンドウを作付するとのことです。営農状況は、トラクター、トラックなどを所有し、農業従事人数は1名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の5ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

14番（古川委員）

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は安代ICから南東へ約400mの地点です。申請者は、水稻を主として農業をしており、経営面積は17,705 m²です。取得した場合、水稻を作付するとのことです。

申請番号2番ですが、位置は田山支所から南東へ約900mの地点です。申請者は、りんどうを主として農業をしており、経営面積は12,740 m²です。取得した場合、りんどうを作付するとのことです。

申請人は、周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、野駄第21地割20、畑、199㎡を含む2筆376㎡でございます。転用の目的は、物置・作業場の建築です。内容は、物置・作業場、通路・駐車場が計画されております。関係資料の6ページをご覧ください。申請番号1ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いします。

3番（小山田委員）

3番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、松野小学校から南東へ約100mの地点です。転用の目的は、物置・作業所の建設です。現況は、畑および田として自己保全管理されておりました。住宅が老朽化したため、家財を置く物置が必要なことから、自宅に隣接する当該申請地を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の16ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1、大更第37地割363-8、田、48㎡を含む2筆451㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、庭等が計画されております。

申請番号2、大更第36地割475-5、畑、500㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、庭等が計画されております。

申請番号3、大更第23地割72-14、田、255㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場・通路、庭等が計画されております。

申請番号4、大更第1地割264-8、畑、1,478㎡。転用の目的は、売買による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場、駐車場が計画されております。

関係資料の6ページをご覧ください。申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。申請番号2番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。申請番号3番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号4番は、300m以内に駅、役場等の公共施設・インターチェンジ等があることから第3種農地と判断されます。転用許可条項においては、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いします。

3番（小山田委員）

3番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、西根総合支所から北東へ約1.0kmの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性が良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は西根総合支所から南東へ約600mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性が良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3番ですが、位置は、西根中学校から南へ約500mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性も良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号4番ですが、位置は、西根インターチェンジから北西へ約250mの地点です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、新たに資材置場の確保が必要なことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、300m以内にインターチェンジがある農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれ農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の18ページをお開きください。今月の申請は11件になります。関係資料7ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、田頭第25地割25-1、田、382㎡です。現況は、雑木が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号2、荒木田第8地割31、畑、1,748㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3、松尾寄木第5地割75、畑、1,164㎡です。現況は、雑木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号4～8は申請人が同一となっております。

申請番号4、山岸72-50、田、466㎡。

申請番号5、山岸72-51、田、273㎡。

申請番号6、山岸72-52、田、712㎡。

申請番号7、山岸72-53、田、239㎡。

申請番号8、山岸72-118、田、251㎡。

申請番号4から8まで、いずれも現況は雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号9、不動川原34-222、畑、974㎡です。現況は雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号 10、瀬ノ沢 56-207、畑、3,283 m²を含む 2 筆で 6,699 m²です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号 11、大更第 24 地割 1-62、畑、237 m²です。現況は、雑木が生い茂り、原野化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 3 番 小山田和義 委員にお願いします。

3 番（小山田委員）

3 番の小山田和義です。

申請番号 1 番ですが、位置は、田頭小学校から北東へ約 380m の地点です。現況は、雑木が生い茂り雑種地化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、農作業機械が入れないため不耕作となり、昭和 55 年頃より雑種地化してしまったとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は、西根第一中学校から北へ約 1.7 km の地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、昭和 45 年頃に農地法の許可が必要なことを知らず、植林してしまったとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約 3.0 km の地点です。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。申請地は、牧草地として利用していたが生育が悪く、不耕作となり、昭和 60 年頃から原野化してしまったとのことでした。

申請番号 4 番から 8 番ですが、こちらは申請人が同一かつ申請地が近いため、一括して報告いたします。位置は、安代インターチェンジから北東へ約 5.5 km の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、田として利用していましたが、立地条件が悪く、不耕作となり、平成 4 年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号 9 番ですが、位置は田山支所から北東へ約 2.4 km の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、畑として利用していたが、前耕作者が体調不良で農作業が出来ず不耕作となり、平成の初め頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号 10 番ですが、位置は J R 田山駅から北西へ約 4.4 km の地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、昭和 60 年頃に地目が畑であることを知らずに植林してしまったとのことでした。

申請番号 11 番ですが、位置は西根中学校から南東へ約 350m の地点です。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。平成 5 年頃から不耕作となり周囲と同様に原野化してしまったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の22ページをご覧ください。今月の申請は、33件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、西根寺田第11地割54、畑、9,775㎡です。

申請番号2、荒木田第10地割136-1、田、1,017㎡を含む6筆、5,545㎡です。

申請番号3、野駄第14地割112-1、田、708㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号4、赤坂田35-1、田、964㎡を含む2筆、2,118㎡です。

申請番号5、保戸坂61-1、田、1,480㎡を含む4筆、4,965㎡です。

申請番号6、寺志田133-4、田、932㎡を含む3筆、2,548㎡です。

申請番号7、打田内533、田、1,387㎡です。

申請番号8、曲田746、田、2,527㎡を含む4筆、8,051㎡です。

続きまして、使用貸借権の設定です。

申請番号 9、平舘第 7 地割 307、田、1,110 m²です。

続きまして、所有権の移転です。

申請番号 10、帷子第 17 地割 17-16、田、3,089 m²を含む 2 筆、5,031 m²です。

申請番号 11、大更第 37 地割 394、田、1,567 m²を含む 2 筆、3,488 m²です。

続きまして、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 12、平笠第 24 地割 418-1、田、2,011 m²を含む 2 筆、2,792 m²です。

申請番号 13、野駄第 6 地割 288、田、393 m²を含む 5 筆、2,605 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 14、野駄第 9 地割 570、田、809 m²を含む 3 筆、2,245 m²です。

申請番号 15、野駄第 13 地割 114、田、838 m²です。

申請番号 16、野駄第 25 地割 15、田、522 m²です。

申請番号 17、野駄第 15 地割 174、畑、2,653 m²を含む 5 筆、4,988 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 18、野駄第 15 地割 162、畑、1,993 m²を含む 3 筆、8,304 m²です。

申請番号 19、野駄第 8 地割 142、田、469 m²を含む 5 筆、5,647 m²です。

申請番号 20、野駄第 8 地割 267、田、236 m²を含む 11 筆、6,038 m²です。

申請番号 21、野駄第 5 地割 98、田、2,694 m²を含む 7 筆、17,762 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 22、野駄第 28 地割 183、田、481 m²です。

申請番号 23、野駄第 6 地割 263、畑、452 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 24、野駄第 14 地割 141、田、1,883 m²を含む 10 筆、7,381 m²です。

申請番号 25、松尾寄木第 33 地割 47、畑、1,360 m²を含む 9 筆、8,382 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 26、野駄第 5 地割 47-17、田、1,381 m²を含む 24 筆、22,837 m²です。

申請番号 27、野駄第 8 地割 270、田、235 m²を含む 10 筆、2,453 m²です。

申請番号 28、野駄第 6 地割 19-1、畑、3,930 m²を含む 12 筆、26,757 m²です。

続きまして、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 29、田頭第 39 地割 105、田、466 m²です。

申請番号 30、荒木田第 6 地割 254-1、田、3,015 m²を含む 3 筆、10,249 m²です。

申請番号 31、野駄第 7 地割 38-1、田、298 m²を含む 5 筆、2,288 m²です。

申請番号 32、松尾寄木第 30 地割 281、田、957 m²を含む 2 筆、2,978 m²です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 33、帷子第 7 地割 28-18、畑、7,990 m²です。

申請地の明細については 28 ページから 31 ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

12 番（立柳委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、立柳委員。

12 番（立柳委員）

12 番の立柳です。

あくまでも確認ですけども、24 ページの 16 番と 17 番の件ですけども、貸す方の●●●●さんは私の管轄の野駄地区の方ですけども、この方からきちっと確認を得てからの案件ですか。それを確認したいと思います。

議長（山本会長）

事務局、回答をお願いします。

事務局（高橋主事）

事務局、お答えいたします。今、ご質問がありました議案 24 ページの 16 番、17 番ですけども、こちらは両方とも岩手県農業公社による中間管理事業との貸貸借権の設定ですけども、窓口が農林課になっております。そちらのほうで両方とも同意が得られたということで、申請があがってきておりますので、よろしくお願いします。

12 番（立柳委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、立柳委員。

12 番（立柳委員）

本人から確認をとられたのならいいですが、実はこれは営農組合だと思いますけども、この件は別な方に貸していましたが、営農組合に入ってそのまま営農組合で継続して耕作していた経緯がありまして、実は私は貸す方からご相談を受けていた経緯があります。実は農業委員を通して貸した方はもういないのですよ、でも営農組合は継続して入っているので、おかしいと思って相談されてきたのです。それで今回ちゃんと確認を得て申請をしたのかの再確認です。

以上です。

議長（山本会長）

はい、ではこの件については後で立柳委員が事務局に行って、確認していただきましょう。

その他、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第8号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案34ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は8件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地及び農用地利用集積計画の内容変更申出のあった農地です。

申請番号1、野駄第5地割47-17、田、1,381㎡を含む108筆、117,692㎡です。

申請番号2、野駄第7地割38-1、田、298㎡を含む5筆、2,288㎡です。

申請番号3、荒木田第6地割254-1、田、3,015㎡を含む3筆、10,249㎡です。

申請番号4、松尾寄木第30地割281、田、957㎡を含む2筆、2,978㎡です。

申請番号5、平笠第24地割418-1、田、2,011㎡を含む2筆、2,792㎡です。

申請番号6、田頭第39地割105、田、466㎡です。

申請番号7、大更第15地割5-21、畑、3,938㎡を含む2筆、4,280㎡です。

申請番号8、大更第20地割80-1、田、1,282㎡です。

なお、申請番号 7～8 については、再配分となりますので、前権利設定の残期間となることを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 3 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 10 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（10 番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 3 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 3 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 3 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 10 番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（10 番 中村一彦 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 3 番を除く議案第 8 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番を除く議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号3番を除く議案第8号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第9号『農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案42ページをご覧ください。今月の八幡平市への要請は1件となっております。

申請番号1、大更第10地割328、田、2,647㎡を含む14筆、31,898㎡です。

農地の所有者が農業委員会にこちらの農地のあっせんの申し出を申請しておりましたが、農地中間管理機構による買入れが特に必要と判断し、農業委員会から八幡平市へ要請するものです。当該農用地は、農用地区内農地であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積を図ることが特に必要と判断し、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

7番（熊澤委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、熊澤委員。

7 番（熊澤委員）

7 番の熊澤です。

農用地の買入協議ですけれども、勉強不足であり見る機会がなく内容がよく分からないので、どういう中身でこれを市長に要請するのか、もう一度説明していただきたいです。

議長（山本会長）

事務局、簡潔に説明願います。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは説明いたします。もうちょっと詳しく説明いたします。

こちらは農地の所有者である滝沢市の人が滝沢の認定農業者に貸している農地でしたが、今回売却を検討しておりまして協議を進めていたようですが、実は滝沢市の農地も売却予定でして、滝沢市の農地も約 32,000 m²を 900 万ないし 1,000 万で売却したい予定でした。よって合計 1,800 万から 2,000 万で売却する協議内容であります。

それで農地を売却する場合は、双方が合意に基づいて農業委員会に申請するにしても、農地中間管理機構を経由して申請するにしても 800 万までしか納税猶予を受けられないので、今回の売却に関しては半分くらいしか控除がかからないことになります。

それを受けまして農業経営基盤強化促進法第 16 条の 1 に基づいて、農業委員会が八幡平市に農地中間管理機構への調整を要請する通知を出しまして、その後八幡平市が農地中間管理機構に買入協議による売買の調整の要請を依頼することで、1,500 万の控除を受けることができます。正直な話、こちらの 1,500 万円控除をやるために、八幡平市へ要請するために今回の議案を提案したことになります。以上になります。

7 番（熊澤委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、熊澤委員。

7 番（熊澤委員）

ありがとうございました。あと、議案の中の利用調整の経過の中で売買希望金額が売手の金額と買手の金額の間で差がありますが、買手というのは農地中間管理機構ということでよろしいですか？

事務局（佐々木農地調整係長）

この時点では滝沢の認定農業者が買う予定で進めておりましたが、同意までいかなかったということになります。

7 番（熊澤委員）

ありがとうございました。

議長（山本会長）

その他、何か質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 9 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 9 号『農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について』は、可とすることに決定いたしました。

6 閉会（14 時 49 分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 2 年度第 2 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月25日

会 長 _____

10 番 委 員 _____

12 番 委 員 _____

令和 2 年度

第 2 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 2 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

（1）第 2 回運営委員会報告

（2）農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可処分の取消願出に対する可否の決定について

議案第 3 号 買受適格証明願に対する可否の決定について

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 8 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第 9 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について

6 閉 会